

平成 27 年 9 月
尼 崎 市 長

平成 27 年度の入札・契約制度の改善について

1 設計業務委託契約の予定価格等の事後公表について

設計業務委託に係る入札の予定価格及び最低制限価格について、事前公表から事後公表へ変更します。

(1) 概要

入札における適切な積算を促進し、その技術力・経営力による適正な競争を求めるため、設計業務委託に係る入札における予定価格及び最低制限価格について、事前公表から事後公表へ変更します。

(2) 実施時期

平成 27 年 10 月 1 日（同日以降に指名するものから実施）

2 工事における出来高による受注制限の解除の試行に係る事務取扱いについて

平成 27 年 10 月 1 日から、不調対策として出来高による受注制限を試行的に解除することについては、平成 27 年 3 月に公表したとおりですが、受注機会の均等も一定考慮し、従前と同様、取抜方式による受注制限及び分離・分割発注による受注制限を次のとおり行います。

(1) 取抜方式による受注制限

同日に複数の同種の案件に係る入札が行われた場合については、1 つの案件を落札した者が他の案件で行った入札は無効とします。

なお、業者数が少ないため、従来から取抜方式を採用していない昇降機設備工事などの案件は、従前どおりとします。

(2) 分離・分割発注による受注制限

電気設備工事又は機械設備工事が分離・分割発注されている建築工事については、当該建築工事を落札した者がそれらの設備工事の案件で行った入札は無効とします。

3 同一資本等の関係にある会社の入札参加制限に係る事務取扱いについて

平成 27 年 10 月 1 日から、適正な入札を確保するため同一資本等の関係にある複数の会社による同一の一般競争入札への競争相手としての参加を制限することについては、平成 27 年 3 月に公表したとおりです。

なお、同一資本等の関係にある会社関係の例示については、別紙のとおりです。

以 上

1 資本関係について

○親会社、子会社の定義

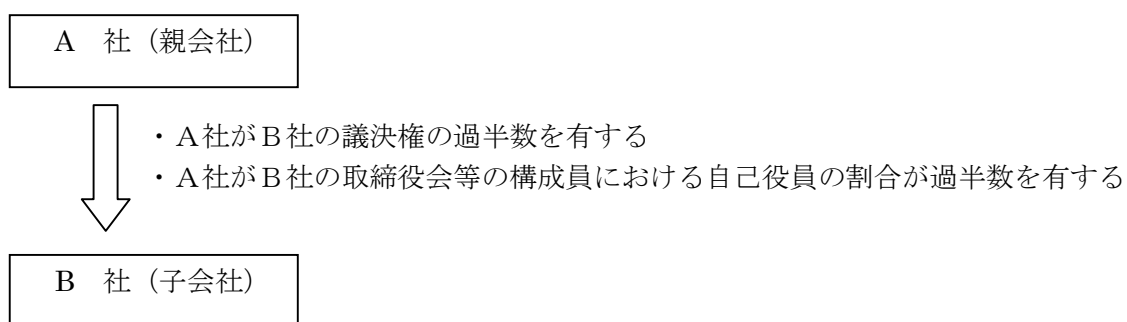
会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

なお、対象となる親会社・子会社は、現時点において有効な競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者（工事）に限ります。

参考までに以下に主な3例を記載します。

例1-1

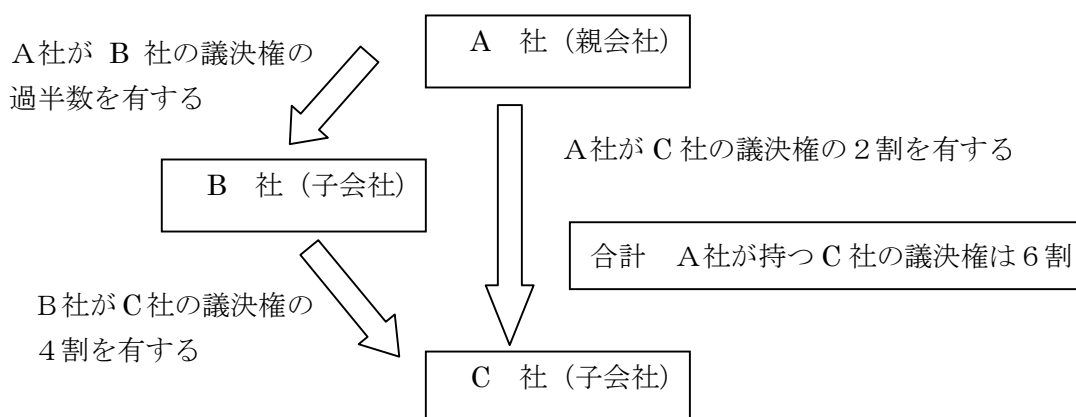
A社はB社の「親会社」、B社はA社の「子会社」の場合



例1-2

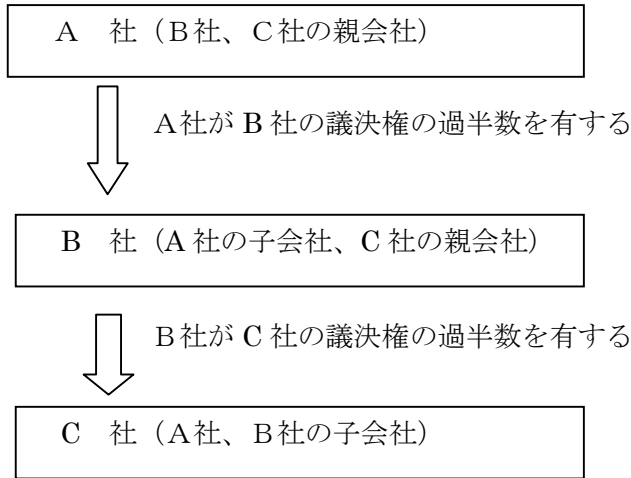
B社はA社の「子会社」であり、「親会社」であるA社及び「子会社」であるB社がC社の議決権の過半数を有する場合

（A社とB社の議決権の合計がC社の議決権の過半数を有する場合）



例 1-3

**B社はA社の「子会社」であり、「子会社」であるB社がC社の議決権の過半数を有する場合
(A社はC社の議決権保有数を全く有していない場合)**



2 人的関係について

○役員 の定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）（会社法第349条第3項）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）（会社法第326条第1項）
- ③会社更生法第67条1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役（会社法第402条第1項、会社法第420条第1項）

役員等の兼任状況の記入にあたっての注意事項

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、記入して下さい。

※役職には、「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記載してください。

※役員 の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。

例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」

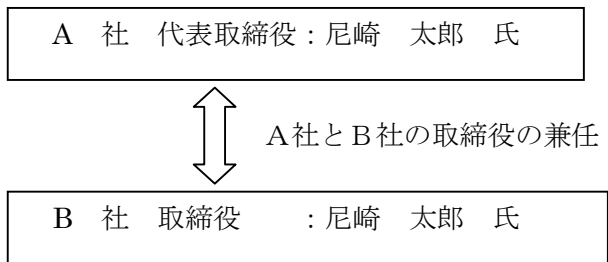
※「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。

※「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役を言います。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

例 2-1

A社の代表取締役が、B社の取締役を兼ねている場合



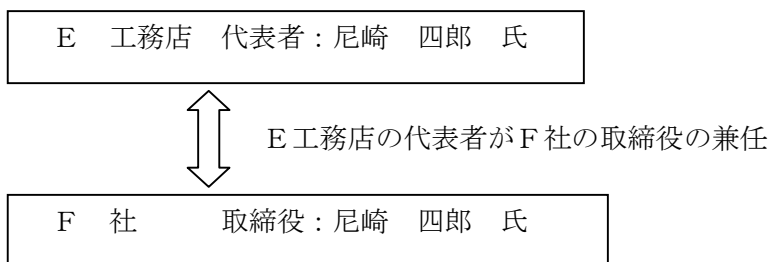
3 その他の入札に適正さが阻害されると認められる場合について

○その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

①上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合を言います。

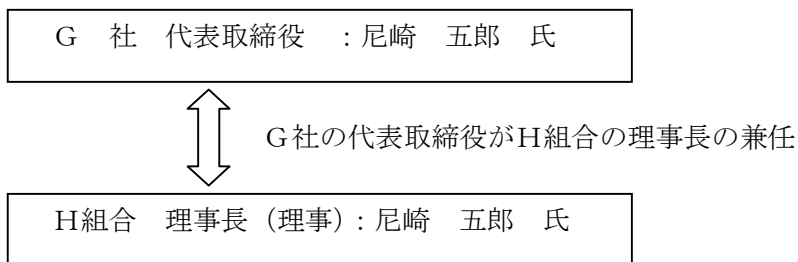
例 3-1

E工務店（個人事業者）の代表者が、F社の取締役を兼ねている場合



例 3-2

G社の代表取締役が、H組合の理事長（又は理事）を兼ねている場合



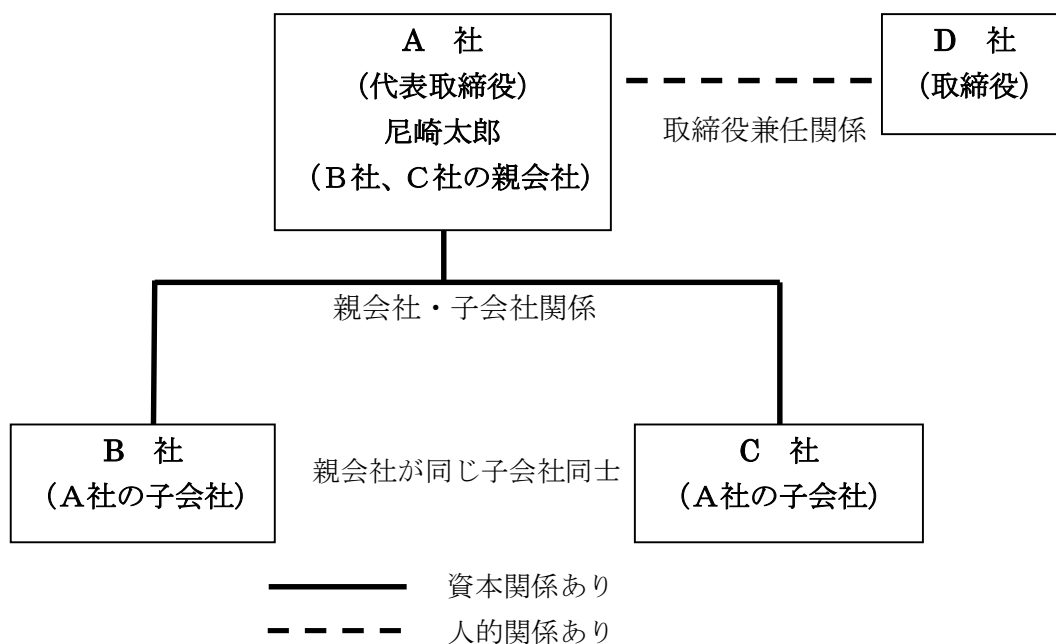
※組合の定義

中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立された組合（中小企業等協同組合法第1条）などをいう。

例 1

A社（代表取締役 尼崎太郎）は、資本関係があるB社（代表取締役 尼崎次郎）、C社（代表取締役 尼崎三郎）を有し、人的関係のあるD社（取締役の兼任）がある場合

上記記載内容のイメージ図



例 2

E工務店（代表者（個人事業者） 尼崎五郎）は、人的関係のあるF社（取締役の兼任）がある場合

上記記載内容のイメージ図

